

伊賀市教育研究センター運営委員会要綱

平成17年 9月 1日
教育委員会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市教育研究センター設置条例施行規則(平成16年伊賀市教育委員会規則第21号)第13条に規定する伊賀市教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究センター運営方針に関する事項
- (2) 重要事項の計画施行に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、伊賀市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 伊賀市立小学校、中学校及び幼稚園の校長、園長、教頭及び教員
- (2) 伊賀市教育委員会事務局の職員
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育研究センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。